

## 買取希望の申出（第5条）

都市計画区域内にある200㎡以上の土地について、地方公共団体等に取り買いを希望する場合、土地所有者は当該土地の所在する市長にその旨を申し出ることができます。

[申出ができる場合（公拓法第5条第1項）]

公拓法第4条第1項に規定する土地、その他都市計画区域内200㎡以上の土地で、当該土地の地方公共団体等による取り買いを希望するときは、その旨を申し出ることができます。